○防衛省告示第二百五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月三十日（予備、同月三十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分五一秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月三十日（予備、同月三十一日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度四七分一二秒

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十一月七日（予備、同月八日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十四号

海上における射撃等訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の一一〇〇から二三〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二四度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等その他

自衛艦十三隻、航空機十一機

一　射撃等訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十四日

東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

岩手県九戸郡洋野町種市第二四地割字横手三五番一から同町種市第二五地割字サンニヤ五三番一八まで　前　六六・八六～二六〇・〇五メートル　一四六・一〇キロメートル

後　六八・一九～二六一・七〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○九州地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

九州地方整備局長　森下　博之

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年九州地方整備局告示第百四十一号八代都市計画道路事業三・二・二十四号南部幹線及び三・四・八号八代港線

三　事業施行期間　自平成二十八年九月三十日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○防衛省告示第二百五十五号

海上における射撃等訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の〇七〇〇から二三〇〇まで

区　域　沖大東島の北緯二四度二八分一五秒、東経一三一度一〇分五二秒の地点を中心とする半径5海里の円内の海面

実施艦等その他

自衛艦十三隻、航空機十一機

一　射撃等訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。